

平成18年11月29日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 松本 和幸
(コード番号 6268 東証第一部)
問合せ先 総務・人事本部長 中村 秀一
(T E L 03-3578-7070)

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年11月29日開催の当社取締役会において、2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称
ナブテスコ株式会社2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額
100億円及び下記7(1)記載の買取人に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額との合計額
3. 社債の払込金額
本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額1,000,000円）
4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
5. 社債の利率
本社債には利息を付さない。
6. 払込期日及び発行日
2006年12月15日（チューリッヒ時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
7. 募集に関する事項
 - (1) 募集の方法
幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd. を買取人とする総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、買取人に対し、2006年12月12日正午までに当社に通知することにより、本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額10億円を上限として追加的に本新株予

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

約権付社債を買取る権利を付与する。

- (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）
本社債の額面金額の102.5%

8. 新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (2) 発行する本新株予約権の総数

10,000個及び上記7(1)記載の買取人に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数との合計数

- (3) 本新株予約権の割当日

2006年12月15日

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と買取人との間で締結する買取契約書の締結日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.4を乗じた額を下回ってはならない。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ \text{既発行} & + & \\ \text{株式数} & & \\ \hline & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 本新株予約権を行使することができる期間

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

2006年12月29日から2011年12月1日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）までとする。但し、（i）下記9(2)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の8営業日前の日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）まで、（ii）下記9(3)記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためNomura Bank (Switzerland) Ltd. に引き渡された時まで、また（iii）下記9(4)記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年12月1日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要な場合、当該組織再編等の効力発生日の14日後の日までのいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間内は、本新株予約権を行使することができないものとする。

「組織再編等」とは、（i）合併（新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併で、当該合併が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下同じ。）、（ii）会社分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される当社の新設分割又は吸収分割で、当該会社分割が当社の株主総会で承認された場合をいう。）、（iii）株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下同じ。）、（iv）資産譲渡（当社の財産の全部又はこれと同視しうる財産の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が当該他の会社に移転される場合をいう。）、並びに（v）その他の日本法上の会社再編手続で、かかる手続により本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを総称していうものとする。なお、上記（i）、（ii）及び（iii）については、株主総会による承認が不要の場合は、取締役会で承認された場合をいうものとする。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権行使請求受付場所（新株予約権行使請求受付代理人）

スイス連邦チューリッヒ市所在のNomura Bank (Switzerland) Ltd. の本店

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等を行う場合、（i）その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、（ii）その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ（iii）その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していうものとする。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)③と同様の調整に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii)組織再編等の場合(当社及び承継会社等が上記(i)の代わりに本(ii)の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。)には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から当該効力発生日の14日後の日までの間の当社又は承継会社等が指定する日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(ニ) 当社は、上記(イ)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合には、本新株予約権付社債の所持人に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(ロ)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。

(10) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

9. 社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2011年12月15日に、本社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 当社の選択による繰上償還

① 税制変更による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の要項に記載の特約に基づき追加額支払の義務が発生したこと又は本社債に関する次回の支払に関し追加額支払の義務が発生しうることをNomura Bank (Switzerland) Ltd. に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2006年12月15日以降、残存本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。

② 組織再編等による繰上償還

当社が組織再編等を行う場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講じること等を条件に、本新株予約権付社債の所持人に対して14日以上事前の通知を行うことにより、残存本社債の全部(一部は不可)を下記の償還金額で繰上償還することができる。

2006年12月15日以降2007年12月14日まで	額面金額の104%
2007年12月15日以降2008年12月14日まで	額面金額の103%
2008年12月15日以降2009年12月14日まで	額面金額の102%
2009年12月15日以降2010年12月14日まで	額面金額の101%
2010年12月15日以降2011年12月14日まで	額面金額の100%

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(3) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、買取人を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のため Nomura Bank (Switzerland) Ltd. に引き渡すことができ、Nomura Bank (Switzerland) Ltd. は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

(4) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Nomura Bank (Switzerland) Ltd. が残存本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領した後15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 担保又は保証

なし。

(7) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

10. 上場取引所

該当なし。

11. その他

安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
手取金については設備投資資金に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
本新株予約権付社債の発行により、平成18年11月10日公表の平成19年3月期通期の連結及び単体の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
当社は、当社とグループ全体の業績をベースに、株主への安定的且つ継続的な配当を基本とし、将来の企業価値を高めるための内部留保との調和を図ってまいります。
- (2) 内部留保資金の使途
内部留保金は、成長につながる戦略的な投資、機動的な資本政策の遂行のために使用します。
- (3) 配当決定にあたっての考え方
上記利益配分に関する基本方針に基づき、今後の業績や経営環境を慎重に考慮しながら適正な利益還元を行うこととしています。
- (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	9.36円	14.37円	58.11円
1株当たり年間配当金	3.50円	7.00円	12.00円
実績配当性向	37.4%	48.7%	20.7%
株主資本当期純利益率	3.0%	4.4%	15.0%
株主資本配当率	1.1%	2.1%	3.1%

- (注) 1. 当社は平成15年9月29日に設立しておりますので、平成16年3月期については当該設立日以降の状況であります。
2. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

3. その他

- (1) 潜在株式による希薄化情報等
転換価額が未定のため、算出しておりません。
- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
- ① エクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。
- ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	501円	660円	674円	1,490円
高 値	745円	720円	1,597円	1,548円
安 値	446円	508円	642円	1,040円
終 値	670円	684円	1,462円	1,395円
株 価 収 益 率	71.6倍	47.6倍	25.2倍	—

- (注) 1. 当社は平成15年9月29日に設立しておりますのでそれ以前については該当ありません。
2. 平成19年3月期の株価については、平成18年11月28日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。